

国立大学図書館協会シンポジウム
「大学図書館デジタルアーカイブの活用に向けて」

デジタルアーカイブの 二次利用促進と著作権

2018年10月19日

生貝直人 博士（社会情報学）

東洋大学准教授・東京大学客員准教授



本プレゼンテーション中、報告者自身に帰属する著作権および関連する一切の権利は、
[クリエイティブ・コモンズ「表示」4.0日本ライセンス](#)の条件に従った利用を許諾します。

二次利用の促進に向けて：

デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会
「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」（平成29年4月）

データを共有するに当たって（3章）～アーカイブ機関とつなぎ役が行うこと

(1)公開ポリシーの考え方

- ・ 自らが作成・保有するデータに関し、著作権等に配慮した上で、公開範囲と二次利用条件を決定する。

(2)二次利用条件の表示方法

- ・ 利用条件の検討においては、権利の状態を確認し、第三者の権利が含まれる場合は許諾を得る必要がある。
- ・ 世界的主流となっている、クリエイティブ・コモンズCC0、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC BY、CC BY-SA等）、パブリック・ドメイン・マーク（PDM）などを利用して利用条件を明示する。
- ・ 自由利用以外の場合は、データを利用するための手続をメタデータや提供ページ等で明示的に示す。

(3)望ましい利用条件（オープン化の推進）

- ・ 活用が最大限行われるよう、可能な限りオープン化（自由な二次利用を可能に）することが望まれる。特にメタデータは、国際的な流通・活用の観点から、CC0の採用が望ましい。
- ・ 著作権保護期間が満了しているなど著作権による制限がないものは、PDMなどを用いて自由な利用が可能であることを明示することがよい。
- ・ 公的機関のもの又は公的助成により生成されたデータの利用条件は、以下のとおりとすることが求められる。

データ種別	自らが著作権を保有するものの二次利用条件
メタデータ	CC0
サムネイル/プレビュー	CC0、CC BY、（PDM）
デジタルコンテンツ	CC0、CC BY、（PDM）

CC0とは…著作権法上認められる、その者が持つ全ての権利を放棄して、パブリック・ドメインに提供すること

CC BYとは…原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス

(4)利用条件表示の検討に当たっての留意点

- ・ 著作権のほか、肖像権、プライバシー権等の諸権利にも留意が必要である。

(5)データ共有の方法

- ・ メタデータの共有のため、①OAI-PMH（ハーベスト用API）、②Linked Dataに加えて、③その他API（SPARQL、検索用API）による連携の仕組みが備わっていることが望ましい。これらの用意が無理な場合は、表形式のデータをウェブ上の安定したところに置く方法でも連携できる。
- ・ サムネイル/プレビューは、そのURLがメタデータ項目の一部としてメタデータとセットで提供されるとよい。
- ・ デジタルコンテンツは、相互運用性を確保し、異なるシステム間においても一緒に利用できる仕組みが用意できるとよい（画像の場合はIIIFに対応する等）。

「誰の」著作権が問題か： 作品の著作権

- 原則は著作者の死後50年間の保護
 - 二次利用との関わりでは、翻案権等
 - 戦時加算、そしてTPP11の発効に伴う保護期間延長の問題
 - 保護期間中作品の場合は、第三者の二次利用も許諾を受ける必要
- 著作者人格権の取り扱い
 - 二次利用との関わりでは、同一性保持権、名誉声望保持権
 - 原則として著作者の死により消滅するが、
 - 著作権法第60条「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない」（請求権者につき第116条）

「誰の」著作権が問題か： デジタルデータの著作権？

- 写真撮影やデータ作成者などにも、確かに著作権は発生しうる
 - 「デジタルアーカイブ作成者」が持ちうる = 二次利用を許諾しうる権利は、原則としてこちらのみ
 - 外部の写真家等に撮影を委託した場合などは、本案件を含む著作権の処理に加え、著作者人格権の不行使等を約束しておく必要
- しかし、そもそも著作権は発生するのか？
 - 著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」
 - 写真であれば被写体の組合せ・配置、構図・カメラアングル、光線・陰影、背景等
 - 少なくとも平面の絵画等をスキャン・撮影したのみのデジタルデータ（所謂 faithful reproduction）は、新たな保護の対象とならない
 - 超高精細データや3Dデータに関しても同様

その上で、自由利用ライセンス

- クリエイティブ・コモンズ等の著作権ライセンスは、著作権者自身が自らの著作物の利用をライセンスするための手段
 - 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスやCC0を適用する対象は、本来、著作権の保護対象であるため、著作権保護期間が満了している所蔵作品のデジタル化データにそれらを適用する場合は、その所蔵作品の作者がアーカイブ機関自身であるなどの誤解を招くことがないよう、アーカイブ機関自らがそのデータに関してどのような権利を保有しているか(例えば、創作性のある写真の撮影者としての著作権を有する等)を明記することが望ましい。」
 - デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」(平成29年4月) 16-17p

ご注意：

あなたは、資料の中でパブリック・ドメインに属している部分に関して、あるいはあなたの利用が著作権法上の権利制限規定にもとづく場合には、ライセンスの規定に従う必要はありません。

保証は提供されていません。ライセンスはあなたの利用に必要な全ての許諾を与えないかも知れません。例えば、パブリシティ権、肖像権、人格権などの他の諸権利はあなたがどのように資料を利用するかを制限することがあります。

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

CC BYライセンス2条a項1号：例外および権利制限 誤解を避けるために記すと、例外および権利制限があなたの利用に適用される部分については、本パブリック・ライセンスは適用されず、あなたは本パブリック・ライセンスの条項に従う必要はありません。

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>

CCライセンス、そして CC0とPDM(Public Domain Mark)



【CC0 Public Domain Dedication】
当該作品に関わる著作権等の権利を、
法令上認められる最大限の範囲で放棄し、
誰もが自由に利用可能なパブリック・
ドメインに供することを宣言する



その人が持つ全ての権利を放棄



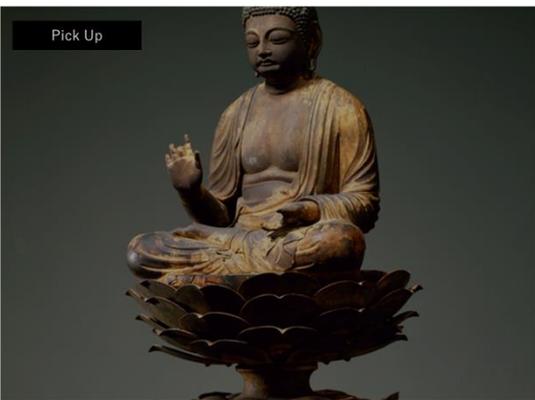
【Public Domain Mark (PDM)】
主に文化施設等、権利者ではない者が作品を公
開する際、当該作品が知りうる限りいかなる著
作権等の保護対象にもなっていない、
パブリック・ドメイン作品であることを示す



PDMに特に法律的な効果は無い

フリーワード (作品名・作者など)

画像あり



閲覧ランキング

-
-
-
-
-

ColBaseより

各機関より

足立区 Adachi city

音声読み上げ・文字拡大 English 中文 한글

サイトマップ よくあるご質問 各課へのお問い合わせ 03-3880-0039

ホーム 暮らし 防災・防犯 福祉・健康 子育て・教育 地域文化活動 まちづくり・住宅 仕事・産業

キーワードを入力

ホーム > 地域文化活動 > 足立区立郷土博物館トップページ > 資料 | 足立区立郷土博物館

ツイート いいね! 1 B! 0 LINEで送る

更新日: 2018年3月23日

資料 | 足立区立郷土博物館

Archives

Home | 利用案内 | 展示 | お知らせ・イベント | 足立を学ぶ | 資料 |グッズ・刊行物 |

郷土博物館資料 オープンデータ

公開データベースの機能を拡充
画像ダウンロードが可能

博物館デジタル画像を
CC BY(互換)で公開

THE MET Buy Tickets Become a Member Make a Donation

Visit Exhibitions Events Art Learn Join and Give Shop Search

History of the Museum

Leadership

Curatorial Departments

Conservation and Scientific Research

Curatorial Studies with NYU

Image and Data Resources

Open Access Policy

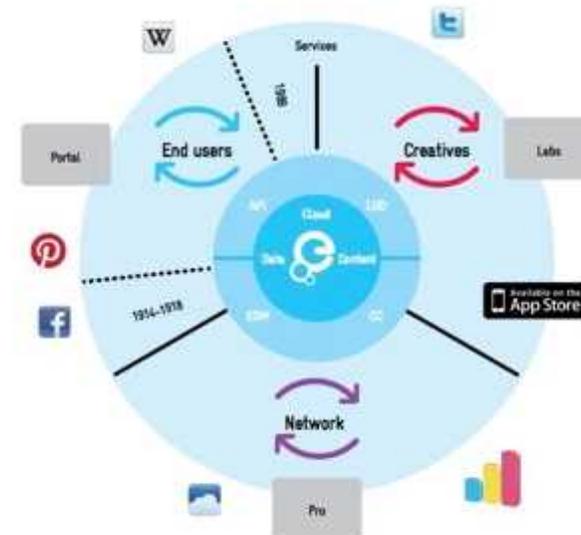
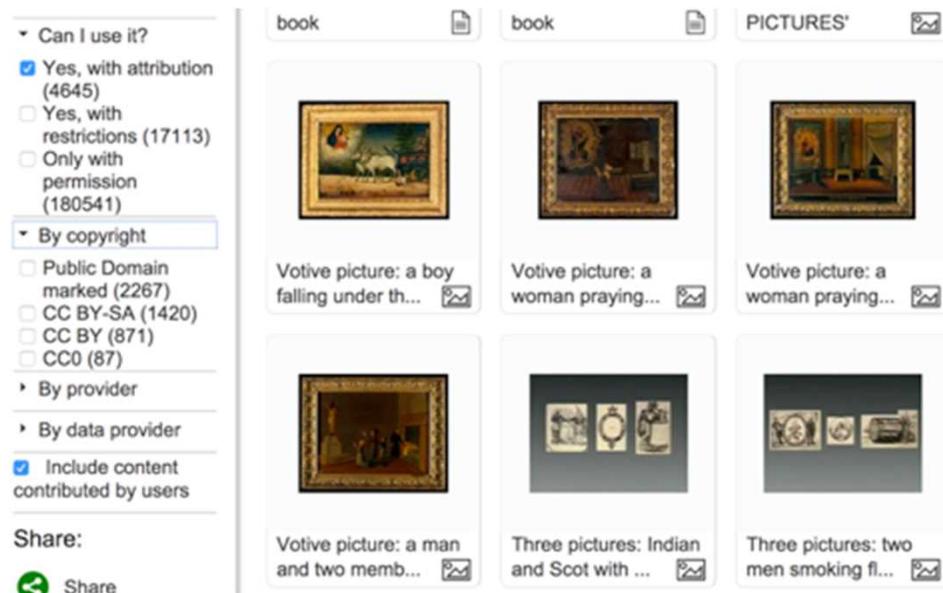
Share Print

浮世絵のデジタル画像を
PDMで権利表記

美術館のデジタル画像をCC0で公開

(ジャパンサーチのモデルとしての)
Europeanaにおける二次利用の促進

- Europeanaに集約される「メタデータ」に関しては、参加機関との間で結ばれる「データ交換協定」に基づき全てCC0を適用
 - 画像等のプレビュー・コンテンツに関しても、標準化された共通のフォーマットで権利表記を行うことを求める
- オープン化と権利表記標準化のカタリストとしてのEuropeana



Europeanaで利用可能な権利表記

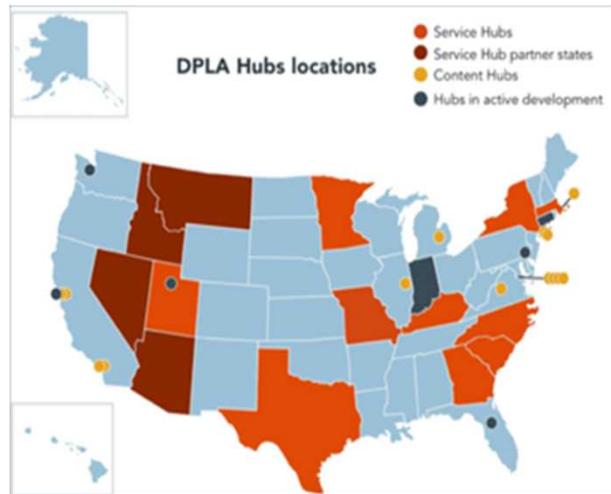
- Public Domain Mark (PDM)
- Creative Commons CC0 1.0 Universal Public Domain Dedication (CC0)
- 6種類のクリエイティブ・コモンズ・ライセンス
- No Copyright - non commercial re-use only (NoC-NC)
 - 著作権保護の対象ではないが、非営利の二次利用に限定されていることを示す。公私共同プロジェクトの契約により当該条件が規定されている場合にのみ利用でき、契約の終了時を明記することが求められる
- No Copyright - Other Known Legal Restriction (NoC-OKLR)
 - 著作権保護の対象ではないが、発信国において著作権法以外の法的制約が存在することを示す
- In Copyright (InC)
- In Copyright - Educational Use Permitted (InC-EDU)
- In Copyright - EU Orphan Work (InC-EU-OW)
- Copyright Not Evaluated (CNE)

欧州委員会

「欧州文化遺産の電子化と公開、保存に関する委員会勧告（2011/711/EU）」

- 7条：（各国は）次の手段により、Europeanaのさらなる発展に貢献する
 - (a)文化施設と同時に出版社やその他の権利者が電子化された資料をEuropeanaからアクセス可能とすることを促進することにより、Europeanaが2015年までに200万のサウンドやオーディオビジュアル作品を含む3,000万の電子化された資料に対する直接的なアクセスを提供することを支援すること（※当時1,900万資料）
 - (b)公的資金による将来の全ての電子化プロジェクトについて、電子化された資料のEuropeanaを通じたアクセス可能性を条件付けること
 - (c)それら全てのパブリック・ドメインの名作について、2015年までにEuropeanaを通じたアクセス可能性を確保すること
 - (d)異なる領域のコンテンツをEuropeanaに届ける国家単位のアグリゲーターを創設・強化すると共に、規模の経済をもたらさうる、特定の領域やトピックに関する越境的なアグリゲーターに貢献すること
 - (e)欧州レベルでのデジタル化資料の相互互換性を実現するため、Europeanaと文化施設の協力によって定義された共通のデジタル化標準の利用と、同時に永続的識別子の体系的な利用を確保すること
 - (f)Europeanaのようなサービスや革新的なアプリケーションを通じた再利用を可能とするため、現存する文化施設が作成したメタデータ（デジタルオブジェクトの記述）の広範かつ自由な利用可能性を確保すること

DPLA(Digital Public Library of America) : 80,000種類以上の権利表記



<http://www.deanfarr.com/viz/rights.php>

Rightsstatements.org

- Europeana・DPLA・Creative Commonsの共同プロジェクトとして、世界共通のデジタルアーカイブ権利表記方法を策定
 - これら自体が「ライセンス」として法的効力を持つ訳ではない
 - 日本の実情に即した権利表記のオプションは何か？

 IN COPYRIGHT

 EU ORPHAN WORK

 EDUCATIONAL USE PERMITTED

 NON-COMMERCIAL USE PERMITTED

 UNKNOWN RIGHTSHOLDER

 CONTRACTUAL RESTRICTIONS

 NON-COMMERCIAL USE ONLY

 OTHER LEGAL RESTRICTIONS

 IN THE UNITED STATES

 COPYRIGHT NOT EVALUATED

 COPYRIGHT UNDETERMINED

 NO KNOWN COPYRIGHT

共通のDISCLAIMER: The purpose of this statement is to help the public understand how this Item may be used. When there is a (non-standard) License or contract that governs re-use of the associated Item, this statement only summarizes the effects of some of its terms. It is not a License, and should not be used to license your Work. To license your own Work, use a License offered at <https://creativecommons.org/>

→2018年時点のDPLA権利表記状況
<http://www.deanfarr.com/dpla-rights/>

利用者を含めた二次利用コミュニティの 規範形成に向けて

- Europeanaでは、パブリック・ドメインのデータ利用に関して、利用者に向けた非拘束的「ガイドライン」を定める
 - Give credit where credit is due.
 - Protect the reputation of creators and providers.
 - Show respect for the original work.
 - Show respect for the creator.
 - Share knowledge.
 - Be culturally aware.
 - Support efforts to enrich the public domain.
 - Preserve public domain marks and notices.
- ※This usage guide is based on goodwill. It is not a legal contract. We ask that you respect it.